

「銘柄後決めレポ取引の清算業務に係る制度要綱について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

2015年1月9日

株式会社日本証券クリアリング機構

当社では、銘柄後決めレポ取引の清算業務に係る制度要綱について、2014年11月26日に公表し、同年12月26日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、1件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当社の考え方は以下のとおりです。

コメントの概要	コメントに対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>制度要綱では、銘柄後決めレポ取引の清算業務の対象取引を、「スタート受渡金額及びエンド受渡金額が1兆円未満であること」としている。 個別銘柄の取引についてはこの限度額で問題はないと思われるが、銘柄後決めレポ取引はバスケットの取引となるため、1兆円を超えるケースも想定すべきと考える。 銘柄後決めレポ取引の利便性を高めるため、取引ごとの受渡金額の限度額について再度検討をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>銘柄後決めレポ取引の取引ごとの受渡金額の限度額については、日本証券業協会の国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ（WG）等において検討が行われ、2014年7月に公表された「国債取引の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン（暫定版）」に対するパブリック・コメントの募集を経て確定した「国債取引の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン」に要件として記載されております。 頂いた御意見については、WGにおいて再度論点として提示することといたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>制度要綱では、バスケットのイメージとして「基本的なバスケット」が2例、「その他想定されるバスケット」が4例、示されているが、バスケットの設定はできるだけ少なくすべきと考える。 具体的には、例として示されている「基本的なバスケット」の2例のみで十分と考える。参加者から様々な要望があるものと想定されるが、細分化すればするほど流動性が低下し、対応の負担も大きくなると思料する。 「基本的なバスケット」以外のバスケットについては、検討するとしても変動利付国債の取扱い（1-③・1-⑤）程度ではないか。残存年限条件等は、混乱が予想されるため避けるべきと思料する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、バスケットの設定について検討を行う際に、頂いた御意見を参考にさせていただきます。</li> </ul>

以上